

北上市下水道事業管理規程第2号

北上市下水道事業職員の勤務時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月29日

北上市長 高橋敏彦

北上市下水道事業職員の勤務時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

北上市下水道事業職員の勤務時間、休日及び休暇規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（<u>育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振り）</p> <p>第5条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）の勤務時間の割振りは、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（<u>同法第17条</u>の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった勤務時間の内容。以下「<u>育児短時間勤務の内容</u>」という。）に従い1日につき7時</p>	<p>（<u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振り）</p> <p>第5条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）の勤務時間の割振りは、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（<u>同条</u>の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった勤務時間の内容。以下「<u>育児短時間勤務の内容</u>」という。）に従い1日につき7時間45分</p>

間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。

2 [略]

3 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、再任用短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。

の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。

2 [略]

3 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、定年前再任用短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、この規程による改正後の北上市下水道事業職員の勤務時間、休日及び休暇規程（以下この項において「新規程」という。）第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。